

生徒心得

福岡県立若松商業高等学校

若松商業高校の生徒としての自覚と誇りをもって自発的な学習に努め、規律ある豊かな学校生活を過ごすために必要な事項を本校の生徒心得とします。自らを律し、規範意識を身に付け、社会の一員として生活することを心掛けてください。

1 学校生活上の主たる留意事項

- (1) 登下校（春季・夏季・冬季休業・土日・祝日含む）は、本校で定められた所定の制服を着用すること。また、兄や姉、卒業生等、他者から譲り受ける場合（旧型を除く）は、学年の生徒指導部教員に届け出て、許可を受けること。
- (2) 保護者による送迎は、東門から入り校内の折り返しスペースを利用すること。
また、バイク・自家用車等による通学をしないこと。
- (3) 無断で自動車、バイク（原付含む）等の免許を取得しないこと。
※普通運転免許取得については、3学年の2学期期末考査終了後より申請し、許可を受けること。
- (4) 自転車通学者は届け出ること。（指定のシールを貼付すること。※防犯登録、任意保険への加入を確認します。）
- (5) 化粧（カラーコンタクト等を含む）をしたり、装身具（ピアス、ネックレス等）を身に付けたりして登校しないこと。
- (6) 経済的な理由などでアルバイトが必要な場合は、申請し許可を受けること。
※家族が営んでいる店及び友人等の手伝い等の場合も同様とする。
- (7) 飲酒・喫煙行為を行わないこと。（同席者、タバコ、ライター、マッチ等喫煙具所持者も、類似行為とみなす場合があります。）
- (8) 学校生活に不要なもの、不要と判断されるもの等（化粧品、遊戯類等）を校内に持ち込みをしないこと。
- (9) スマートフォンについては、校内では電源を切りカバンに入れて管理すること。
※使用しなければならない事態が発生した場合は、教員の許可を得て職員室等で使用する。
※情報モラルに反した投稿やなりすまし等を行わないこと。
※考査中、スマートフォン等の教室への持込は、原則不正行為と判断します。
- (10) 生徒証明書は、常時（登下校・外出時も）携行しておくこと。

2 服装・頭髪について

(1) 服装

- ① 制服については、季節や天候、自分の体調に合わせ、夏服・冬服・中間服から選択して着用すること。
- ② スカートの丈は立位姿勢で膝頭にかかる長さとする。
- ③ ソックスは学校指定（黒地でマーク入り）のものを基本とする。黒地でワンポイントまでのくるぶしソックス・ハイソックスも可とする。
- ④ 通学靴は黒のローファー、または黒・白・紺を基調とするスニーカーとする。
- ⑤ ストッキングおよびタイツの着用については、色は黒・紺・ベージュとし、メッシュや柄でないもの、及び肌が透けないものを着用すること。
- ⑥ 防寒着は、学校推奨のものか黒・紺・茶の無地のコートまたはジャンパーを着用すること。
- ⑦ カバンは学校指定のものを使用すること。
- ⑧ マフラーは、華美でない色（黒・紺・茶等）を基調とした、極端に幅広く又は長くないものを着用すること。

(2) 頭髪

【男女共通】

- ① パーマ、カール、染色、アイロンやドライヤーのかけすぎによる脱色、シャンプー等を使用し、髪を加工する等の行為はしないこと。
- ② 極端な眉毛の剃り込み、眉毛抜き等をしないこと。

【男子頭髪】

- ① パンクヘア・剃り込み等はしないこと。
- ② 前髪は目に入らない、横は耳にかからない、後は制服の襟元にかからないようにすること。

【女子頭髪】

- ① 肩より長い髪は根元で結び、留める場合は黒・紺・茶の単色のゴムを使用すること。
- ② 前髪は目に入らない長さとするが、前髪や横髪が垂れる場合は目にかからないようにすること。

3 その他

- (1) 生徒心得は学校生活を送るために定めるが、進学及び就職に係る試験については個別の指導に従い望ましい髪形と服装で受験するようにすること。
- (2) 式典時は、進学や就職に係る試験と同様に服装や髪形を整えて参加し、公式な場に応じた対応ができるようにすること。